

県道下倉小出線（四日町橋）ガス添架管更新実施設計業務委託
仕様書

第1章 総則

第1節 基本事項

1.1.1 適用範囲

本業務委託は、魚沼市（以下「発注者」という）が発注するガス事業施設の更新に係る実施設計書作成に関し、魚沼市委託契約条項（令和4年告示第159号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

1.1.2 委託名

県道下倉小出線（四日町橋）ガス添架管更新実施設計業務

1.1.3 委託期限

令和6年3月15日まで

1.1.4 委託場所

新潟県魚沼市 四日町 地内

1.1.5 業務基準等

業務に当たっては、本仕様書のほか発注者の示す設計指針、設計業務委託標準仕様書、その他準拠すべき基準その他、発注者の指定する設計指針、設計参考図書・関係法令等に基づき行わなければならない。

第2節 一般事項

1.2.1 法令等の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.2.2 中立性の保持

受注者は常にコンサルタントとして中立性を保持しなければならない。

1.2.3 秘密の保持

受注者は業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、本業務により作成した資料等については、これを無断で使用してはならない。

1.2.4 許可申請

受注者は業務の遂行上法令等で定められた許可申請事項が生じた場合、それに関連する事務を遅滞なく行わなければならない。

1.2.5 提出書類

受注者は業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約書に定めるもののほかに次の書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 技術者決定届出書（管理・担当・照査）
- 3) 工程表
- 4) その他必要な書類

1.2.6 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

受注者は管理技術者・照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに高度な技術を要する部分については、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。

業務を行う管理技術者は、技術士法に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士もしくは RCCM（上水道及び工業用水道）でなければならない。

照査技術者においても技術士法に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士もしくは RCCM（上水道及び工業用水道）でなければならない。なお、兼務は認めないものとする。

※技術士及び RCCM にガスの技術部門がないため、上水道及び工業用水道を準用する。

1.2.7 業務の指示及び監督

- 1) 受注者は発注者が定める監督員と密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- 2) 受注者は本業務の各段階に着手する際、当該段階の基本方針について発注者の承諾を受けなければならない。

1.2.8 成果品の検査

- 1) 受注者は業務完了時に、発注者の成果品検査を受けなければならない。
- 2) 成果品検査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- 3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の不明箇所及び訂正箇所が発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

1.2.9 引き渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に規定した提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。

1.2.10 疑義の処理

受注者は業務遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記されていない事項については、監督員と協議し、その指示に従う。

1.2.11 関係機関との協議

他官公庁、組合等との協議、手続きは本委託においてすべて行うものとする。

1.2.12 著作権の取り扱い

本委託の著作権については、納品をもって発注者に帰属するものとする。

1.2.13 その他

- 1) 本業務中及び完了後であっても、発注者から説明を求められた際は速やかに担当者を派遣し、説明を行うこと。
- 2) 参考とした文献や資料については報告書等に明記すること。

第2章 業務の概要

第1節 業務概要

本業務は四日町橋（右岸側）に添架されている、老朽化したガス中圧管伸縮部の更新工事に関する詳細設計を行うものである。

第2節 事業対象施設

事業の対象施設は、別紙位置図に示したガス管（河川横断管）とする。

第3節 業務内容

1) 設計協議

初回・中間（1回）・最終の3回を標準とするが、必要時は随時とする。

2) 現地調査

添架管の腐食部の状態を把握する為に現地調査を行う。

3) ガス管基本設計

管理者と協議を行いながら補修方法・施工方法を決定する。

4) ガス管詳細設計

基本設計で決定した補修方法に基づき詳細設計を行う。なお、施工時の足場の設計も併せて行う。

5) 協議資料作成

関係機関との占用協議資料の作成及び、協議への同席を行う。

第4節 提出書類

提出すべき成果品とその部数は以下の通りとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| ・ 報告書 | 2 部 |
| ・ 上記、電子データ | 1 式 |
| ・ その他監督員が必要と認めたもの | 1 式 |

第5節 その他

- 1) 受注者は作業着手前に業務全般について監督員と十分打合せを行うこと。
- 2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議のうえ決定するものとする。
- 3) 受注者は監督員と連絡を密にとり、作業の進捗状態などについて逐次報告を行うこと。

第6節 準拠すべき法令等

- ・ 地方自治法及び同法施行令並びに同法施行規則
- ・ 地方公営企業法及び同法施行令並びに同法施行規則
- ・ 日本ガス協会「本支管指針（設計編）」
- ・ 日本ガス協会「中低圧ガス導管耐震設計指針」
- ・ その他関係省令、告示、通知等、準拠すべき全ての規定